

納税の繰延と減免の協働：国外出資者による国内再投資に係る新たな優遇税制の解説

2025 年 7 月
第 6 号

概要

財政部、国家税務総局、商務部は 2025 年 6 月 27 日、「国外出資者による配当利益の直接投資に係る税務減免政策に関する公告」¹（財政部、国家税務総局、商務部公告[2025]2 号。以下、「2 号公告」）を共同で公布し、中国国内居住者企業が国外出資者に対して配当した利益を当該国外出資者が中国国内に再投資する場合の新たな税務優遇を発表しました。

2 号公告は、2025 年 1 月 1 日以降に発生した国内直接投資に適用されます。関係する国外出資者におかれては、間もなく公布されるとみられる 2 号公告の細則規定を注視し、投資計画や投資回収率 (ROI) を考慮して税務上の繰延や減免といった政策メリットの評価を行い、税務優遇を適切に活用するようご提案します。同時に、優遇を享受した後のモニタリングに留意し、適用条件に関わる変化が生じた場合は適時に追納を行い、コンプライアンスリスクを回避する必要があるでしょう。

詳細内容

一、再投資による納税の減免と再投資による納税の繰延の関係

2 号公告の公布以前は、財税[2018]102 号²（以下、「102 号通達」）が長年適用されていました。当該通達に基づき、国内居住者企業によって配当される利益を用いて国外出資者が国内再投資を行う場合、源泉所得税の繰延が認められていました。この場合、実際に投資を回収した際に繰り延べた税額を申告追納する必要があります。

2 号公告では 102 号通達における納税の繰延を基礎として、以下の減免を追加的に提供しています。

2025 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日の期間において、国外出資者が国内居住者企業から配当された利益を国内直接投資に用い、その投資期間が満 5 年であるなどの条件を満たす場合、投資額の 10%（租税協定で定められた配当金の源泉税率が 10%を下回る場合、協定税率に準ずる）に相当する減免枠を取得し、国外出資者が当年度に配当企業から受領する配当金、利息、ロイヤルティなどの所得に関する企業所得税額の減免に用いることができる。減免し切れなかった枠は、翌年度以降に繰り越すことができる。投資期間が 5 年未満となった場合、減免枠を返還しなければならない。

全体からみると、再投資による納税の減免要件は納税の繰延要件と基本的に一致するものの、要件がさらに厳しくなっています（詳細は後述の「二、再投資による納税減免枠の取得条件」を参照）。再投資による納税の繰延要件を満たす国外出資者は、必ずしも再投資による納税の減免政策を享受できるわけではありません。逆に、国外出資者が再投資による納税の減免要件を満たす場合、2 号公告では、当該出資者は再投資による納税の繰延要件も満たすことになるとしています。これはつまり、新政策の施行後、国外出資者は国内企業の配当利益を用いて条件を満たす国内再投資を行うことで、2 つの優遇政策を同時に享受できる、即ち源泉所得税の納付を繰延べられるだけでなく、対応する減免枠を取得して中国の源泉所得税の減免に用いることができます。この政策によって、国外出資者の中国に対する安定的な投資をより強く推進するものとみられます。

二、再投資による納税減免枠の取得条件

国外出資者が国内企業の配当利益による再投資で納税の減免を享受するには、以下の5つの条件を同時に満たす必要があります。

- 1) **利益の源泉**: 国外出資者が稼得する利益は、国内居住者企業が留保利益を実際に分配することによる出資者への配当や、特別配当などの、持分投資収益に該当しなければなりません。この点は、102号通達の規定と基本的に一致しています。2018年第1四半期に行われた国家税務総局の税務政策解説に係る記者会見で示された、納税繰延政策における利益源泉規定に係る解釈を参照すると、同様の基準を適用する場合、実際に分配される留保利益には、過年度に留保され未配当となっている利益を含めなければならず、企業の清算所得のうち配当金、特別配当金などの持分投資収益に該当する部分を含めることができるものの、未実現の配当前利益は含まれません。
- 2) **投資方式**: 国外出資者が配当利益を用いて行う国内**直接投資**とは、以下を指します。
 - 中国国内居住者企業の払込資本金及び資本剰余金の新規増加或いは無償増資
 - 中国国内での新たな居住者企業の設立
 - 非関連者からの中国国内居住者企業持分の買取

「中国国内居住者企業」とは、中国国内で設立された居住者企業を指し、国外に設立されたものの中国の税務居住者としての身分証明を保有する中国居住者企業は含まれません。2号公告では、国外出資者の中国投資における既存の投資方式の大部分をカバーするとともに、その濫用を防止するため、上記の投資に上場企業持分の増加、無償増資、買取は含まれないものと明確化しています(条件を満たす戦略的投資を除く)。実務上、一部の国外出資者は国外の資本構成が多層化されており、この場合国外出資者はその親会社に対して利益を再分配しなければならず、親会社が中国国内への再投資を行います。こうした状況では、国内企業の利益は最終的に国内再投資へと用いられるものの、「直接投資」の要件を満たさないことから、優遇政策を享受できない可能性があります。

- 3) **資金流通**: 国外出資者に配当される利益が実際に直接投資へ用いられることを保証するため、2号公告は102号通達と同様に、再投資の資金流通経路について要件を設けています。具体的には以下のとおりです。
 - 国外出資者が国内直接投資に用いる利益を現金形式で支払う場合、関連する資金は利益配当企業の口座から、被投資企業または持分譲渡者の口座へと直接振り込むものとし、直接投資を行う前に国内外のその他口座で運用してはならない。
 - 国外出資者が国内直接投資に用いる利益を現物や有価証券など現金以外の形式で分配する場合、関連する資産の所有権は利益配当企業から被投資企業または持分譲渡者に直接移転させ、直接投資前にその他企業や個人が代理として、または臨時的に保有してはならない。
- 4) **投資業界**: 産業の高度化を促進し、外資企業の奨励産業への投資を誘致するため、2号公告では国外出資者の再投資分野を制限しており、国外出資者の国内再投資期間内において、被投資企業が従事する産業は「**外商投資奨励産業リスト**」に記載された**全国外商企業投資奨励産業**(「外商投資奨励産業リスト」の地域投資リストは含まれていないことに注意)に該当しなければならないと要求しています。この点、禁止項目や禁止分野以外への直接投資であれば要件を満たすものとされている102号通達の規定と異なります。従って、再投資による納税減免に係る投資分野への要求は、納税の繰延と比べてより厳格となっています。このほか、被投資企業が奨励リスト内の産業に従事しているか否かをどう判断するか、及び国外出資者による再投資以降に奨励リストが変更された場合どのように対処するのかについては、今後の更なる明確化が待たれます。
- 5) **投資期間**: 102号通達の優遇は納税の繰延であるため、再投資期間について制限を設けていない一方、再投資による納税減免の政策では、国外出資者による国内投資は**最低連続5年(60か月)以上**が必要と定められており、5年間の持分保有と引き換えに無期限に利用可能な納税の減免枠を取得できるこの方式によって、外資の長期的且つ安定した投資を奨励しています。

三、減免の対象及び程度

国外出資者の国内再投資が上記条件を満たす場合、以下の規定に基づいて当該年度の税額を減免することができます。

- 1) **減免可能な税額**: 国外出資者の減免可能な税額とは、国外出資者が**利益配当企業の配当利益**を用いて再投資を行った日以降に取得した、**企業所得税法第3条第3項の定める(即ち法定源泉徴収項目である)配当、特別配当、利息、ロイヤルティ**な

どの所得について納付すべき企業所得税を指します。留意すべき点として、減免可能項目には性質、源泉、時間の 3 点について要件があるものの、サービス料や恒久的施設(PE)の営業利益など、法定源泉徴収に該当しない項目は含まれず、その他国内企業が支払った所得、また再投資実施日より前に取得した所得も含まれません。国外出資者が利益配当企業から取得した持分譲渡所得、または清算手続において投資譲渡所得とみなされる所得が、減免可能な税額に該当するかは明確化されていません。そのほか、国外出資者が配当利益の一部についてのみ再投資を行い、残りの部分を通常どおり国外送金した場合、その国外送金部分について納付すべき企業所得税に再投資部分で生じた減免枠を直ちに使用できるのかどうか(即ち当該部分の配当が再投資実施日以降に実際支払われた場合、再投資実施日以降に取得した配当金とみなせるのかどうか)についても明確化が待たれます。国外出資者におかれては、2 種類の資金区分に留意し、細則規定や実務処理におけるプロセス及び根拠文書における要件に注視する必要があります。

- 2) **減免額の計算と繰越**: 国外出資者は、条件を満たす投資額の 10%相当額を当年度の税額から減免することができ、当年度に減免し切れなかった部分は翌年以降に繰り越して減免することができます。この政策は、主に利益配当から生じる源泉徴収税を活用していか国内投資を奨励するかという観点に基づいて設計されていることから、2 号公告では、中国が外国政府と締結した租税協定における配当金や特別配当金などの持分投資収益への適用税率が 10%を下回る場合、協定税率を適用する旨を規定しています。しかしながら、実務上は配当金にこのようなより低い協定税率が適用できるのか否かについては、受益所有者認定などの条件判断にも左右されます。また、減免限度枠を計算する際、国外出資者の合意された優遇に係る実務上の適用性(訳者注:2 号公告において適用される 10%の税率)を考慮すべきか、それとも協定税率を一律に適用して計算するのかについては、税務当局による更なる明確化が待たれます。減免枠を計算する際に適用された税率と将来の投資回収に伴う追加課税の際に適用される税率が一致しない場合、国外出資者が優遇措置を十分に享受できない、または過剰に享受する結果となる可能性があります。

四、将来の投資回収時に追納及び減免枠の返還は必要か

国外出資者が納税の減免政策を享受した後に投資を回収した場合、税金の追納が必要となる可能性があります。102 号通達では、納税の繰延政策における「投資回収」には、持分譲渡、買い戻し、清算などを通じて、優遇措置を享受した実際の直接投資を回収することを含む旨を明確に定めています。この解釈については、2 号公告の納税の減免においても同様に参照する意義を持つと考えられます。

2 号公告の規定によると、投資回収の税務処理は以下の 2 種類に区分されます。

- 1) **投資期間満 5 年(60 か月)後に全部または一部の直接投資を回収**: 公告では、「その投資の回収に対応する国内居住者企業の配当利益は、投資回収後 7 日以内に利益配当企業所在地の税務当局に繰り延べた税金の追納を申告することで、再投資に係る減免の繰越残高を用いて、納付すべき税額から減免することができる」と規定しています。国外出資者が減免枠を使用せず、減免枠を計算する際に適用された税率と追納の適用税率が一致しない場合、繰延税金をゼロとして申告し、投資期間満 5 年分に相当する配当利益の源泉所得税を免除します。
- 2) **投資期間満 5 年(60 か月)未満で全部または一部の直接投資を回収**: 公告では、「その投資回収に対応する国内居住者企業の配当利益は再投資に係る減免優遇条件を満たさないものとみなし、国外出資者は繰り延べた税金を追納するほか、比率(訳者注:再投資全体に占める投資期間 5 年(60 か月)未満で直接投資を回収した金額の割合)に応じて国外出資者が享受できる納税減免枠も減少させなければならない。国外出資者によって既に使用された納税減免枠が調整後の減免枠を超過している場合、国外出資者は投資回収後 7 日以内に超過部分の税金を追納しなければならない。」と規定しています。投資期間が 5 年未満の部分については、納税減免の基本条件を満たさないことから、繰延税金の追納のみならず減免枠も返還しなければなりません。減免枠が使用済みの場合、追納(当該追納は繰延税金の追納とは無関係)によって減免枠を返還しなければならず、延滞金も科されることになります。延滞金の年利率は高いことから、国外出資者におかれては慎重に 2 号公告の再投資に係る減免優遇政策を適用するかを決定する必要があります。

102 号通達の規定と同様に、国外出資者が回収した直接投資に納税減免政策を享受済みまたは未享受の直接投資が含まれる場合、納税減免政策を享受済みの投資部分を先に回収処理したものとみなします。被投資企業で発生した再編が特殊性税務処理の要件を満たし、且つすでに特殊性税務処理を用いて税務処理を行っている場合、国外出資者は納税の繰延及び納税の減免政策を継続的に享受し、追納及び減免枠の返還は不要となります。さらに、2 号公告では一部の投資回収を行った場合、投資全

額に対してではなく、回収した部分についてのみ追納及び納税減免枠の返還を行うと明確化しており、これも納税者に対して寛大な措置といえるでしょう。

ケーススタディ

国外企業の A 社は、化工製品の研究開発、生産及び販売に従事しています。2016 年に A 社は、中国国内に外商独資企業の B 社を設立しました。近年の中国市場の発展は迅速で、2023 年に A 社は中国国内に外商独資企業の C 社をさらに設立しました。C 社には 800 万元を資本として投入しており、化工補助類製品の生産を行っています。2026 年、B 社の収益状況は良好で、会社は留保利益を原資とした A 社への 1,000 万元の配当を決定しました。同時に A 社は当該利益を C 社の増資に用いることを決定し、増資後の C 社の払込資本金は 1,800 万元となります。A 社の所轄地域と中国との間の租税条約には、配当に係る優遇税率はありません。

1) C 社の従事する事業が全国外商投資奨励産業に該当する、2) A 社が取得した配当利益の C 社の資本口座への資金流通経路が 2 号公告の要件を満たす、3) A 社の C 社に対する投資の保有期間が 5 年以上である場合、A 社は下記優遇を享受できます。

- ・ 納税の繰延: B 社は 2026 年に実施した配当に対して納付すべき源泉所得税 (1,000 万元 × 10% = 100 万元) について、源泉徴収を一時的に繰り延べることができる。
- ・ 納税減免枠: A 社は、C 社への増資額の 10% に相当する納税減免枠 (1,000 万 × 10% = 100 万元) を取得し、B 社から取得した法定源泉徴収項目の源泉所得税、または投資回収後に追納が必要な繰延源泉徴収税の減免に用いることができる。

保有期間、減免枠の使用状況に応じて、以下の 4 つのシナリオにおける税負担を検討します。

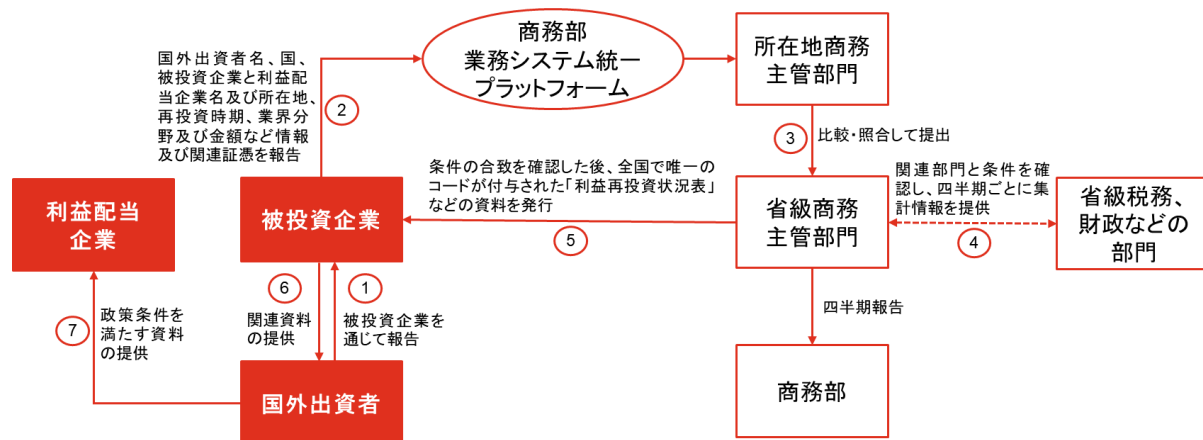
	具体的な状況	税務上の影響
シナリオ①: 投資期間満 5 年後に全部の再投資を回収、回収前に減免枠は未使用	・ 2026～2032 年、B 社は A 社に利益配当、利息、ロイヤルティなどの源泉徴収項目の支払を行っていない。 ・ 2032 年、A 社は C 社の全持分を譲渡、特殊性税務処理は適用しない(以下同様)。	A 社は再投資項目の C 社持分を回収していることから、企業所得税 100 万元を追納しなければならない一方、当該企業所得税額に対し再投資により取得した納税減免枠の 100 万元を用いて減免することが可能。A 社が 2026 年の利益配当について実際に納付する企業所得税額はゼロ。
シナリオ②: 投資期間満 5 年後に全部の再投資を回収、回収前に減免枠を使用済み	・ 2030 年、B 社は A 社にロイヤルティとして 300 万元を支払った。 ・ 2032 年、A 社は C 社の全持分を譲渡した。	・ 2030 年、B 社は A 社に対して源泉所得税 30 万元 (= 300 万元 × 10%) を源泉徴収するとともに、納税減免枠 30 万元を使用し、残りの減免枠 70 万元は以降年度に繰り越すことができる。2030 年に B 社が実際に源泉徴収する源泉所得税はゼロ。 ・ 2032 年、A 社は再投資項目の C 社持分を回収したことで、A 社は企業所得税 100 万元を追納しなければならない一方、当該企業所得税額に対し残りの納税減免枠である 70 万元を減免に用いることが可能。A 社が 2032 年に実際に追納する企業所得税額は 30 万元。
シナリオ③: 投資期間 5 年未満で全部の再投資を回収、回収前に減免枠は未使用	・ 市場に変化が生じたため、A 社は 2028 年に C 社の全持分を譲渡する経営上の意思決定を行った。 ・ 2026～2028 年、B 社は A 社に利益配当、利息、ロイヤルティなどの源泉徴収項目の支払を行っていない。	A 社による再投資項目である C 社持分の保有期間が 5 年未満であるため、A 社は企業所得税 100 万元を追納し、且つ減免枠 100 万元を返還しなければならない。2028 年、A 社は企業所得税 100 万元を追納する必要がある。
シナリオ④: 投資期間 5 年未満で全部の再投資を回収、	・ 市場に変化が生じたため、A 社は 2028 年に C 社の全持分を譲渡する経営上の意思決定を行った。	・ 2027 年、B 社は A 社に対し源泉所得税 30 万元 (= 300 万元 × 10%) を徴収するとともに、納税減免枠 30 万元を使用し、残りの減免枠 70 万元は以降年度に繰り越すことができる。2027 年に B 社が実際に源泉徴収する源泉所得税はゼロ。

回収前に減免枠は
使用済み

- 2027 年、B 社は国外 A 社にロイヤリティ 300 万円を支払った。
- A 社による再投資項目である C 社持分の保有期間が 5 年未満であるため、A 社は企業所得税 100 万円を追納し、且つ減免枠 100 万円を返還しなければならない。しかしながら、2028 年に A 社の減免枠は 70 万円しか残っておらず、返還する限度枠 100 万円を下回る部分に対応する税金 (30 万円) 及び延滞金を追納する必要がある。従って、2028 年に A 社は企業所得税 130 万円 (=100 万円+30 万円) に加え、税額 30 万円に対して科される延滞金を追納する必要がある。

五、納税の減免をいかに享受するか

国内再投資による納税の減免は条件確認方式の手続を採用しており、商務、財政、税務の 3 つの行政部門が関与します。納税の減免を受けるための手続の流れは、下図のとおりです。



上記の図が示すとおり、プロセス全体において国外出資者、被投資企業、利益配当企業の協力及び提携が求められます。

1) 国外出資者

- 投資時:** 被投資企業を介して、商務部業務システム統一プラットフォーム (外商投資総合管理アプリ) 経由で所在地の商務主管部門に対し、国外出資者名、国、被投資企業と利益配当企業の名称及び所在地、再投資時期、業界分野及び金額などの情報及び関連証憑を報告する。
- 投資時:** 税務管理要求に基づき、利益配当企業にその政策条件を満たす資料を提供する。
- 投資回収時:** 被投資企業を介して、商務部業務システム統一プラットフォーム (外商投資総合管理アプリ) 経由で所在地の商務主管部門に対し、国外出資者名、国、被投資企業と利益配当企業の名称及び所在地、再投資時期、業界分野及び金額などの情報及び関連証憑を報告する。

2) 被投資企業

- 投資時:** 被投資企業が、国外出資者の商務主管部門への関連情報の報告をサポートする。被投資企業の所在地を管轄する商務主管部門が比較照合した後、省級商務主管部門に提出し、同級の財政、税務など関連部門とともに条件を満たすことが確認される。その後、全国単一コードを備えた「利益再投資状況表」などの資料が被投資企業に発行され、被投資企業が関連資料を国外出資者に提出する。

3) 利益配当企業

- 投資時:** 国外出資者が税務当局の要求に応じて提出した、政策上の条件を満たす資料を受領した後、利益配当企業は当該再投資利益について納付すべき企業所得税の源泉徴収を繰り延べる。
- その他所得の支払時:** 利益配当企業が国外出資者に配当・特別配当、利息、ロイヤリティなどの所得を支払う場合、国外出資者が納付すべき企業所得税の減免を税務当局に申告する。

2号公告では、利益配当企業の源泉徴収の繰延及び減免の申告について具体的な手続を明確化しておらず、上記の三者それぞれの責任や義務についても言及していません(例:利益配当企業、被投資企業は国外出資者の提供資料を審査する必要があるか)。今後の細則規定において明確化されることが期待されます。

六、政策の適用期間及び遡及適用の可否

国内再投資納税減免政策は、2025年1月1日から2028年12月31日まで適用されます。そのうち、以下の2点に留意する必要があります。

- 国外出資者は、2025年1月1日から公告の公布日(即ち2025年6月27日)までに発生した条件を満たす投資について、納税減免政策の遡及適用を申請できるものの、減免枠は公告公布日以降に発生し且つ条件を満たす所得税額にしか使うことができない。
- 2028年12月31日の政策適用期間満了後にも未使用の減免枠がある場合、減免枠がゼロになるまで享受し続けられる。

国外出資者の再投資日は、投資が公告の適用期間に「発生」したかどうかの判定方法に関わるだけでなく、関連所得が納税の減免対象項目に該当するかも決定付けます。再投資は多くの時点に関わっており(投資合意書の締結日、商務部門の情報報告日、工商登記日、「利益再配当状況表」の発行日など)、具体的にどの日付を参照すべきかは依然として明確化されていません。国外出資者は、再投資項目に2号公告を適用できるかを判断するため、今後の細則規定を注視する必要があります。

まとめ

再投資による納税減免政策は、中国が高い水準を維持した対外開放の継続的な拡大や外商投資奨励のための重要な措置であり、中国が外商投資を奨励しているという積極的なシグナルを発信しています。これにより、国外出資者の対中投資意欲を高め、国外出資者に中国市場への積極的な参加を促しています。これは長期的且つ安定的な対中投資の意向を持つ国外出資者にとって、大きなメリットとなります。

2号公告では、再投資による納税の繰延政策を基礎としてさらなる納税の減免を提供しており、国外出資者の長期投資に係る税負担を軽減する一方、再投資行為に対してより高い要件も要求しています。国外出資者が新政策を享受する際、優遇措置を受けるための条件(例:投資分野、投資期間)、申請プロセス及び関連するスケジュールに留意する必要があります。特に、最新版の「外商投資奨励産業リスト」は現在公開意見募集中であり、間もなく発効される見込みです。意見募集稿における対象業種は現行の「外商投資奨励産業リスト」と同一ではないため、国外出資者は自己評価を行う際に留意する必要があります。

税務優遇のアップデートは、より厳格なモニタリングを伴う可能性があります。国外出資者におかれては、事前に自己評価を行い、優遇政策の享受後も再投資項目の回収状況を継続的にフォローアップし、投資回収が生じた場合には、規定に従って減免枠または追納税額を適時に調整し、延滞金の発生を回避する必要があります。

また、国内再投資による納税の減免は、第二の柱(グローバル・ミニマム課税)における中国メンバー企業の実効税率にも影響する可能性があります。第二の柱は世界各地ですでに発効、実施されていることから、多国籍企業グループにおかれては、第二の柱における追加的な課税に対して本減免政策がもたらす潜在的な影響をさらに評価、試算するよう推奨いたします。

注釈

1. 「国外出資者の配当利益による直接投資に係る税務減免政策に関する公告」は、リンク先(中国語原文)をご参照ください。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7030227.htm
2. 「国外出資者の配当利益による直接投資における源泉所得税の一時不課税政策の適用範囲拡大に関する通知」は、リンク先(中国語原文)をご参照ください。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5441290.htm

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問等がございましたら、下記の **PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 南部及び香港地区税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



- ・ 苹果手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 7 月 9 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特别行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028

long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港特别行政区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2025 PwC。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

递延与抵免协同赋能：剖析外商境内再投资税收优惠新政

二零二五年七月
第六期

摘要

财政部、税务总局、商务部于 2025 年 6 月 27 日联合发布《关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告》¹（财政部、税务总局、商务部公告[2025]2 号，以下简称“2 号公告”或“新政”），为境外投资者以中国境内居民企业分配利润再投资境内提供又一项税收优惠。

2 号公告适用于 2025 年 1 月 1 日后发生的境内直接投资，普华永道建议相关境外投资者关注即将发布的 2 号公告配套征管规定，并结合投资计划、投资回报率评估税收递延与抵免的政策效益，用好税收优惠，同时需要注意享受优惠后的追踪管理，发生相关变化时及时补缴税款，避免合规风险

详细内容

一、再投资纳税抵免与再投资纳税递延的联系

2 号公告发布前，财税[2018]102 号文²（以下简称“102 号文”）已实施了多年。根据该文件，境外投资者以境内居民企业分配的利润再投资境内，可递延缴纳预提所得税。若实际收回投资，需申报补缴递延的税款。

2 号公告在 102 号文递延纳税的基础上，进一步提供了税收抵免：**境外投资者以中国境内居民企业分配的利润，在 2025 年 1 月 1 日至 2028 年 12 月 31 日期间用于境内直接投资，符合投资满 5 年等条件的，可按照投资额的 10%（若协定股息税率低于 10%，则按协定税率）获得一个抵免额度，用于抵免境外投资者当年从利润分配企业取得的股息、利息、特许权使用费等所得应缴纳的企业所得税，抵免不完的额度可以结转以后年度。若投资不满 5 年，需要偿还抵免额度。**

总体来看，再投资税收抵免的要求与纳税递延基本一致，但**要求更高**（具体参见下文第二部分）。满足再投资纳税递延要求的境外投资者未必能享受再投资税收抵免政策。反之，若境外投资者满足再投资税收抵免的要求，2 号公告默认该投资者也满足再投资纳税递延的要求。这意味着，新政实施后，境外投资者以境内企业分配的利润进行符合条件的境内再投资可叠加享受两项优惠政策——不但能递延缴纳预提所得税，还能获得相应的抵免额用于抵减其中国预提所得税负。这将极大地鼓励外商持续稳定地投资中国。

二、如何获得再投资税收抵免额度

境外投资者以境内企业分配的利润再投资享受税收抵免必须**同时**满足以下五方面的条件：

- 1) **利润来源**：境外投资者分得的利润应属于中国境内居民企业向投资者**实际分配的留存收益**而形成的股息、红利等权益性投资收益。这与 102 号文的规定基本一致。参考 2018 年一季度税务总局税收政策解读新闻发布会实录针对纳税递延政策中利润来源规定的解释，若采用相似的口径，此处实际分配的留存收益应该包括以前年度留存尚未分配的收益，也可能包括企业清算所得中属于股息、红利等权益性投资收益的部分，但不包括尚未实现的预分利润。
- 2) **投资方式**：境外投资者以分得利润进行的境内**直接投资**，是指：
 - 新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积；
 - 在中国境内投资新建居民企业；
 - 从非关联方收购中国境内居民企业股权。

“中国境内居民企业”是指在中国境内成立的居民企业，不包括境外成立但持有中国税收居民身份证明的中国居民企业。2 号公告涵盖了大部分境外投资者在中国投资的现有方式，同时为了防止不当适用，明确上述投资不包括新增、转增、收购上市公司股份（符合条件的战略投资除外）。实务中，一些境外投资者在境外设有多层架构，境外投资者需要将利润再分配至其母公司，由母公司再投资至境内。虽然这种情形下，境内企业的利润最终被用于境内再投资，但由于不符合“直接投资”的要求，可能无法享受优惠政策。
- 3) **资金流转**：为确保境外投资者所分得的利润实际用于直接投资，2 号公告与 102 号文同样设置了再投资的资金流转路径要求，具体而言：
 - 境外投资者用于境内直接投资的利润以现金形式支付的，相关款项从利润分配企业的账户直接转入被投资企业或股权转让方账户，在直接投资前不得在境内外其他账户周转；
 - 境外投资者用于境内直接投资的利润以实物、有价证券等非现金形式支付的，相关资产所有权直接从利润分配企业转入被投资企业或股权转让方，在直接投资前不得由其他企业、个人代为持有或临时持有。
- 4) **投资行业**：为了促进产业升级，引导外资投向鼓励类产业，2 号公告对境外投资者再投资的领域作出了限制，要求在境外投资者境内再投资期限内，被投资企业从事的产业属于《**鼓励外商投资产业目录**》所列的**全国鼓励外商投资产业目录**（注意未涵盖《鼓励外商投资产业目录》中的区域投资目录）。这与 102 号文的规定不同，后者仅要求属于非禁止外商投资的项目和领域即可。因此，再投资税收抵免的投资领域要求比纳税递延更严格。此外，如何判断被投资企业是否从事鼓励类目录中的产业，以及鼓励类目录在境外投资者再投资之后发生变化如何处理，仍有待进一步明确。
- 5) **投资期限**：102 号文由于是纳税递延，未对持有再投资的时间作出限制，而再投资税收抵免政策要求境外投资者境内再投资需**连续持有至少 5 年（60 个月）**以上，以 5 年持股交换永久抵免额度的方式鼓励外商进行长期稳定的投资。

三、抵免什么和抵免多少

境外投资者在境内的再投资满足上述条件的，可根据以下规定抵免其当年的应纳税额：

- 1) **可抵免应纳税额**：境外投资者可抵免的应纳税额，是指境外投资者从**利润分配企业自利润分配再投资之日以后取得的企业所得税法第三条第三款规定的（即法定源泉扣缴项目）股息红利、利息、特许权使用费等所得应缴纳的企业所得税**。需注意，可抵免的项目有性质、来源、时间三方面要求，不包括服务费、常设机构营业利润等不属于法定源泉扣缴的项目，不包括其他境内企业支付的所得，也不包括再投资之日前取得的所得。境外投资者转让利润分配企业所取得的股权转让所得或清算过程中视同投资转让所得是否属于可抵免应纳税额并不明确。另外，如果境外股东只就分配利润的一部分进行再投资，其余部分正常汇出，那么汇出部分需要缴纳的企业所得税能否立即使用再投资部分产生的抵免额度，也有待澄清（若该部分股息在再投资日后才实际支付，是否可以认为属于再投资之日后取得的股息红利？）。境外投资者需要注意区分两类资金，并关注配套征管规定及实践操作中的流程性和文件支持方面的要求。
- 2) **抵免额的计算与结转**：境外投资者可以按照符合条件的投资额的 10%抵免当年应纳税额，当年不足抵免的可结转以后年度抵免。由于政策主要是围绕如何运用利润分配产生的股息预提税激励境内投资而设计的，因此，2 号公告规定，如果中国同外国政府订立的税收协定中关于股息、红利等权益性投资收益适用税率低于 10%的，按照协定税率执行。然而，实践中股息是否能适用协定低税率，还取决于受益所有人等条件判断。计算抵免额度时是否需要考虑境外投资者的协定待遇实际适用性，还是一律按协定低税率计算，仍待税务机关进一步澄清。若抵免比例与未来收回投资补缴股息适用的税率不一致，可能会产生境外投资者享受优惠不足或超额享受的结果。

四、未来收回投资是否需要补税及偿还抵免额度

境外投资者享受了税收抵免政策后收回投资，可能需要补缴税款。102 号文在税收递延政策中明确“收回投资”包括通过股权转让、回购、清算等方式实际收回享受优惠政策待遇的直接投资。普华永道认为这个解释对 2 号公告的税收抵免也同样有借鉴意义。

根据 2 号公告的规定，收回投资的税务处理分为两种情形：

- 1) **投资满 5 年（60 个月）后收回全部或部分直接投资：**文件规定“其收回投资对应的境内居民企业分配利润，应在收回投资后 7 日内向利润分配企业所在地税务机关申报补缴递延的税款，再投资税收抵免结转余额可抵减其应纳税款。”若境外投资者尚未使用抵免额，且抵免比例与补缴税款适用的税率一致，那么申报补缴递延税款为零，相当于投资满 5 年就免征了分配利润对应的预提所得税。
- 2) **投资不满 5 年（60 个月）时收回全部或部分直接投资：**文件规定“其收回投资对应的境内居民企业分配利润视为不符合再投资抵免优惠条件，境外投资者除补缴递延的税款外，还应按比例减少境外投资者可享受的税收抵免额度。如境外投资者已使用税收抵免额度超过调整后抵免额度的，境外投资者应在收回投资后 7 日内补缴超出部分税款。”相当于投资不足 5 年，就不符合税收抵免的初始条件，因此不但需要补缴递延的税款，还需要偿还抵免额度。若额度已经被使用，则需要以补税（该补税与补缴递延税款无关）的形式偿还额度，并追征滞纳金。由于滞纳金的年利率较高，境外投资者应慎重决定是否选择适用 2 号公告中的再投资税收抵免政策。

与 102 号文的规定一致，如果境外投资者收回的直接投资中包含已享受和未享受税收抵免政策的直接投资的，视为先行处置已享受税收抵免政策的投资。如果被投资企业发生重组符合特殊性重组条件，并已按照特殊性重组进行税务处理的，境外投资者可继续享受税收递延和税收抵免政策，无需补税和偿还抵免额度。另外，2 号公告还明确了部分收回投资的，仅就收回的那一部分补税和扣减税收抵免额度，而不是全额补税和扣减，这也是一个对纳税人友好的处理。

案例示意

境外 A 公司从事化工产品的研发、生产与销售。2016 年境外 A 公司在境内设立了外商独资企业 B。近年来，中国市场发展迅速，2023 年，A 公司在境内又设立了外商独资企业 C，投入资本 800 万人民币，用于生产化工辅助类产品。2026 年，B 公司盈利状况良好，公司决议以留存收益向境外 A 公司分配股息 1000 万人民币，同时，A 公司决议将该笔利润用于增资 C 公司，增资后 C 公司的实收资本为 1800 万人民币。境外 A 公司所在辖区与中国的协定中无股息优惠税率。

若 1) C 公司从事的业务符合全国鼓励外商投资产业目录；2) 境外 A 公司取得的分配利润资金流转至 C 公司资本账户的路径符合 2 号公告的要求；3) 境外 A 公司将持续持有 C 公司 5 年以上，那么境外 A 公司可以：

- 享受递延纳税：B 公司可暂不扣缴 2026 年分配股息应缴纳的预提所得税（即 1000 万 x10%=100 万）；且
- 获得税收抵免额：境外 A 公司获得相当于 C 公司增资额 10%的税收抵免额（即 1000 万 x10%=100 万），用于抵免从 B 公司取得的法定源泉扣缴项目的预提所得税，或用于抵免收回投资后需要补缴的递延预提税。

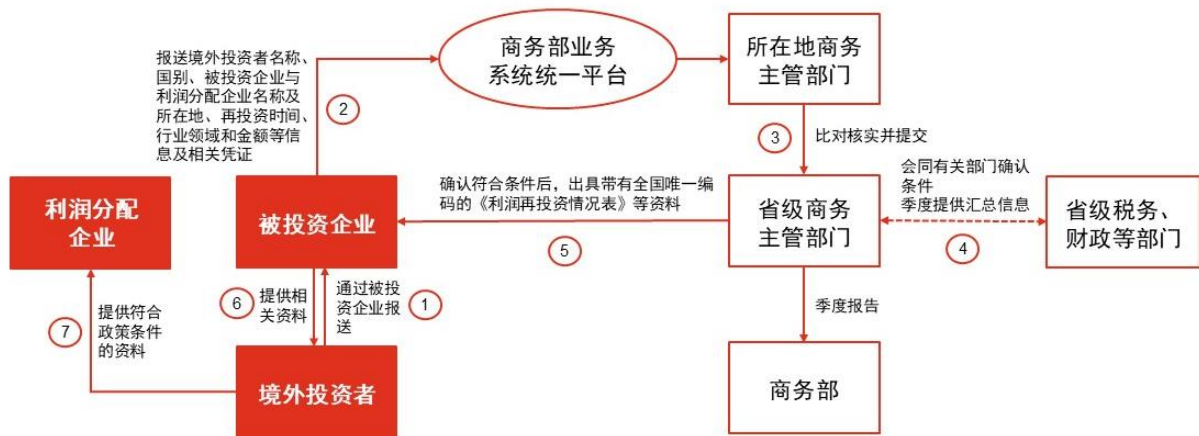
普华永道按照持有时长、抵免额度使用情况讨论如下四种情形的税负：

	具体情形	税务影响
情形一：满 5 年后收回全部再投资，收回前抵免额度尚未使用	2026 年至 2032 年，B 公司未向境外 A 公司分配利润或支付利息、特许权使用费等源泉扣缴项目所得。 2032 年，境外 A 公司转让 C 公司全部股权，不适用特殊性税务处理（下同）。	由于境外 A 公司收回了再投资项目 C 公司的股权，因此应补缴企业所得税 100 万，同时该企业所得税额可用再投资获得的税收抵免额 100 万予以抵减，境外 A 公司就 2026 年利润分配实际缴纳企业所得税额为零。

情形二：满 5 年后收回全部再投资，收回前抵免额度已使用	2030 年，B 公司向境外 A 公司支付特许权使用费 300 万人民币。 2032 年，境外 A 公司转让 C 公司全部股权。	2030 年，B 公司为境外 A 公司应扣缴 30 万预提所得税（即 300 万 x10%=30 万），同时使用税收抵免额 30 万，剩余 70 万抵免额可继续向以后年度结转，2030 年 B 公司实际扣缴预提所得税额为零。 2032 年，由于境外 A 公司收回了再投资项目 C 公司的股权，因此，境外 A 公司应补缴企业所得税 100 万，同时该企业所得税额可用剩余的税收抵免额 70 万予以抵减，境外 A 公司于 2032 年实际补缴企业所得税 30 万。
情形三：不满 5 年收回全部再投资，收回前抵免额度尚未使用	- 因市场发生变化，境外 A 公司调整了商业决策，于 2028 年转让 C 公司全部股权。 2026 年至 2028 年期间，B 公司未向境外 A 公司分配利润或支付利息、特许权使用费等源泉扣缴项目所得。	由于境外 A 公司持有再投资项目 C 公司的股权不满 5 年，境外 A 公司应补缴企业所得税 100 万，并偿还抵免额度 100 万。2028 年，境外 A 公司应补缴企业所得税 100 万。
情形四：不满 5 年收回全部再投资，收回前抵免额度已使用	- 因市场发生变化，境外 A 公司调整了商业决策，于 2028 年转让 C 公司全部股权。 2027 年，B 公司向境外 A 公司支付特许权使用费 300 万人民币。	2027 年，B 公司为境外 A 公司应扣缴 30 万预提所得税（即 300 万 x10%=30 万），同时使用税收抵免额 30 万，实际扣缴税额为零。另外，剩余 70 万抵免额可继续向以后年度结转。 - 由于境外 A 公司持有再投资项目 C 公司的股权不满 5 年，境外 A 公司应补缴企业所得税 100 万，并偿还抵免额度 100 万。然而，2028 年境外 A 公司仅剩余 70 万抵免额，低于偿还额度 100 万的部分，应相应补缴税款（即 30 万）及滞纳金。因此，2028 年境外 A 公司应补缴企业所得税 130 万（即 100 万+30 万=130 万）及其中 30 万税款涉及的滞纳金。

五、如何享受税收抵免

境内再投资税收抵免采用的是条件确认式流程，涉及商务、财政、税务三个行政机关。享受税收抵免的流程示意图如下：



如上图所示，整个流程需要境外投资者、被投资企业、利润分配企业共同协作：

1) 境外投资者

- 投资时：**通过被投资企业经由商务部业务系统统一平台（外商投资综合管理应用）向所在地商务主管部门报送境外投资者名称、国别，被投资企业与利润分配企业名称及所在地，再投资时间、行业领域和金额等信息及相关凭证；
- 投资时：**按照税收管理要求向利润分配企业提供其符合政策条件的资料；

- **收回投资时：**通过被投资企业经由商务部业务系统统一平台（外商投资综合管理应用）向所在地商务主管部门报送境外投资者名称、国别，被投资企业与利润分配企业名称及所在地，收回投资的时间、行业领域和金额等信息。

2) 被投资企业

- **投资时：**被投资企业帮助境外投资者向商务主管部门报送相关信息。被投资企业所在地商务主管部门进行比对核实后，提交省级商务主管部门会同同级财政、税务等有关部门确认符合条件后，向被投资企业出具带有全国唯一编码的《利润再投资情况表》等材料，由被投资企业将相关材料提交境外投资者。

3) 利润分配企业

- **投资时：**收到境外投资者按照税收管理要求提供的符合政策条件的资料后，利润分配企业暂不为其扣缴该再投资利润应缴纳的企业所得税；
- **支付其他所得时：**利润分配企业向境外投资者支付股息红利、利息、特许权使用费等所得时，向税务机关申报抵减境外投资者应缴纳的企业所得税。

2 号公告未明确利润分配企业递延扣缴以及申报抵减的具体操作流程，也未提及上述三方各自的责任与义务，例如利润分配企业、被投资企业是否需要对境外投资者提供的材料进行审核？期待在后续的配套征管规定中能予以明确。

六、政策执行时间以及能否追溯适用

境内再投资税收抵免政策自 2025 年 1 月 1 日起执行至 2028 年 12 月 31 日。其中：

- 境外投资者在 2025 年 1 月 1 日至公告发布前（即 2025 年 6 月 27 日）发生的符合条件的投资，可申请追补享受税收抵免政策，但抵免额度仅可用于公告发布（即 2025 年 6 月 27 日）后产生的符合条件的所得税额；
- 2028 年 12 月 31 日政策执行到期后仍有抵免余额未使用的，可继续享受至抵免余额清零为止。

境外投资者再投资之日不但关系到如何界定投资“发生”在文件执行期间，还决定了相关所得是否属于可抵免项目。由于再投资涉及多个时点，包括投资协议签订日期、商务部门信息报送日期、工商登记日期、出具《利润再投资情况表》的日期等，具体应参考哪一日期尚不明确。境外投资者需关注后续配套征管规定，以判断再投资项目是否能适用新政。。

注意要点

再投资税收抵免政策是中国持续扩大高水平对外开放、鼓励外商投资的重要举措，释放出中国鼓励外资投资的积极信号，增强了境外投资者对华投资的信心，促使其更积极地参与中国市场。这对有意愿长期、稳定投资中国的境外投资者是一大利好。

2 号公告在再投资递延纳税政策的基础上，更进一步提供了税收抵免，一方面降低了境外投资者长期投资的税负，另一方面对再投资行为也提出了更高的要求。境外投资者在享受新政时需要关注享受优惠的条件（如投资领域、投资期限）、申请流程及相关时间节点。特别是，最新版《鼓励外商投资产业目录》正在公开意见征求中，预计不久后将生效。它与现行《鼓励外商投资产业目录》涉及的行业有所差异，境外投资者在自我评估时需注意。

税收优惠的升级可能伴随着更严格的后续监管。境外投资者应事前自我评估与审视，享受优惠后也应持续追踪再投资项目的收回情况，若发生投资收回，应及时按规定调整抵免额度或补缴税款，避免产生滞纳金。

此外，境内再投资税收抵免可能会影响支柱二下中国成员实体的有效税率。考虑到支柱二已在全球多地生效实施，建议跨国企业集团进一步评估测算该政策对支柱二补足税额的潜在影响。

注释

1. 《关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告》，请参见 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7030227.htm
2. 《关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围的通知》，请参见 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5441290.htm

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

陈志希

普华永道中国北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟

普华永道中国中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2025 年 6 月 27 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。